

令和6年度 運輸安全報告書

1 輸送の安全に関する基本的な方針

『安全第一の確保』

1. 安全確保の最優先がバス事業者の使命であることを深く認識し、社長及び役員・社員一同が安全確保に最善を尽くす。
2. 輸送の安全に関する法令及び関連する規程を遵守し厳正かつ忠実に職務を遂行する。
3. 安全管理体制を適切に維持するために不断の確認を励行する。
4. 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

2 令和6年度 輸送の安全に関する目標および達成状況

有責人身事故の発生件数 0件 (達成)

3 令和6年度 事故に関する統計

- | | |
|-----------------|----|
| ① 人身事故の発生(有責) | 0件 |
| ② 重大事故(報告事故)の発生 | 0件 |
| ③ 車内事故の発生 | 0件 |

4 令和6年度 輸送の安全のために講じた措置

下記のとおり輸送の安全に関する重点施策を設定し取り組みました。

- 業務管理者の資質向上を図るための研修等への積極的な参加
役員が NASVA での安全マネジメントセミナーを受講
- 安全性の向上を図るための設備や装備の充実
冬季運行の安全性向上を図るため、スタッドレスタイヤ等を購入
- 社内の安全対策の意思統一を図るための会議・研修等の開催
- 乗務員教育、緊急事態を想定した訓練等の実施

5 令和6年度 輸送の安全に関する教育および研修の実施

- (1) 乗務員教育(指導及び監督指針に基づく教育)

指導及び監督指針に基づく教育(14 項目)、特別教育(高齢運転者教育)を実施。

- (2) 乗務員研修等

- ① 事故災害等への遭遇を想定した訓練

- ② ドライブレコーダー映像を使用の研修会やヒヤリ・ハット情報収集等の実施

6 令和6年度 内部監査の結果ならびに講じた措置

令和6年度は『安全第一の確保』を最優先とする基本方針に基づいて、安全管理体制の確認や運輸安全マネジメントの実施状況等の内部監査を委託した社員等において貸切バス事業者安全性評価認定制度の審査項目等に準じて行いました。改善事項等は社長へ報告し、これまで以上の安全管理体制の構築等へつなげることにしました。なお、内部監査において指摘された内容で法令や社内規則等への不適合な内容はありませんでした。

7 令和7年度 輸送の安全に関する目標および重点施策

令和7年度は、昨年に引き続き

有責人身事故の発生件数 0件

を年間の安全目標として掲げます。達成するための取組みは次のとおりです。

① 安全管理体制の確立を図るための取組み

- ・ 業務管理者の資質向上を図るための研修等への積極的な参加
- ・ 安全性の向上を図るための設備や装備の充実
- ・ 令和7年度の貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定取得
- ・ 社内の安全対策の意思統一を図るための定期的な会議の開催

② 乗務員等の資質向上・法令遵守を図るための取組み

- ・ 乗務員への中身のある安全教育・訓練の確実な実施と徹底
- ・ 模範となる優良運転者の評価(表彰等の実施)
- ・ 緊急事態を想定した訓練の実施
- ・ 社外専門家等による研修会の実施

③ 社内のコミュニケーションアップのための取組み

- ・ 現場の意見を聞くための意見交換会等の開催

8 安全統括管理者

(本社営業所 所長) 河本 律子

9 安全管理規程・輸送の安全に係る情報の伝達体制その他組織体制

別添のとおり